

2008年3月10日

京都府保健福祉部生活衛生室 御中

平成20年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

【1】はじめに

- (1) このたびは、日本生協連が供給しているCO-OP手づくり餃子による重大な中毒事故が発生し、行政はじめ府民のみなさまにたいへんご迷惑・ご心配をおかけしましたことにつきまして、お詫び申し上げます。当会会員生協では該当商品の取扱いはなかったものの、関連する商品やその他農薬残留と考えられる商品があり、自主回収ないし取扱いの中止をおこなったところです。貴室のみなさまには、たいへんなお手数をおかけいたしました。こんごは、当会としても、このようなことが生じないよう教訓を引き出し、府民の期待と社会的な責任を自覚して、信頼回復へむけての取り組みをすすめることを日本生協連および会員生協につよく要請していく所存です。
- (2) 「京都府食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする府民意見の募集がおこなわれ、その意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で5年目をむかえます。またこの間、制定された「京都府食の安心・安全推進条例」にもとづき、平成19～21年度の「行動計画」が策定され、京都府の食の安心・安全課題にかんする「施策体系」があきらかにされました。このなかで、本「食品衛生監視指導計画」の位置・役割がいっそう明確になってきていると考えております。貴室のご努力に敬意を表する次第です。

【2】今回、記載されている点について評価できること

- (1) 「基本的方向と重点的取組」
 - ①表示や品質の偽装が続出するなかで、「信頼される食品や適正な表示を確保するための取組」を推進するとしていること。
 - ②「中国産加工食品を含めた輸入食品の監視体制強化」に努めるとしていること。
- (2) 「情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施」
 - ①平成19年度においては、消費者団体との意見交換会を各行政施設の見学をふくめ、4回にわたって開催していただきました。回を重ねるなかで、消費者の関心の高い農薬問題やBSE検査などについての理解が深まり、リスクコミュニケーションとしての効果が生まれていると評価いたしております。こんごも、この取組を継続されるとのことであり、歓迎するものです。

[3] 平成20年度「計画案」中の記述で検討していただきたい点

- (1) 「監視指導の実施方法」中〔1〕の「集団指導」(3)に「消費者意識の確認」と書かれていますが、→以下の文章および期待される効果をふくめて、理解しにくい記述となっているように思われます。
- (2) おなじく「監視指導の実施方法」中〔4〕の(4)で「と畜検査については、BSEなどの検査の実施及び特定危険部位除去を徹底します」とありますが、BSE検査は「全頭検査」であるかどうか、理解しにくい記述となっているように思われます。
- (3) 別添1「平成20年度年間標準監視指導回数」表中で、昨年度までは「年4回以上(Sランク)」があり、と畜場・食鳥処理施設が入っていましたが、なくなっていますが、この理由は何でしょうか。

[4] 平成20年度「計画」に盛り込むべきであると思われること

- (1) 別添4「平成20年度食品等の検査計画案」の「検体数」「件数」については、平成19年度との増減を明記してください。
- (2) おなじく「平成20年度食品等の検査計画案」では「加工食品等」中の「輸入食品」については、冒頭の「基本的方向と重点的取組」で「中国産加工食品を含めた輸入食品の監視体制強化に努めます」とのべられているにもかかわらず、昨年度同様の「うなぎ蒲焼き」にかんする抗菌性物質の検査のみがあげられていますので、拡充が必要と思われる。

以上